

JISA 適正取引推進オンラインセミナー開催報告 「価格転嫁・取引適正化に係る政策の最新動向」

令和 8 年 8 月 4 日、JISA 企画委員会では公正取引委員会から佐藤 浩司氏（経済取引局 取引部 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査官）、中小企業庁から深井 颯一郎氏（事業環境部 取引課 係長）を講師に迎え、適正取引推進オンラインセミナーを開催した。開会に当たり、一般社団法人 情報サービス産業協会 副会長 舩越 真樹から「中小受託取引適正化法（取適法）への対応を始めとする取引適正化の徹底に向け、本日のセミナーを実務にご活用いただきたい。」と挨拶があった。参加者は 256 名。

講演は 2 部構成で行われ、第 1 部では、公正取引委員会の佐藤氏から「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費転嫁指針）の改正及び令和 7 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について」と題する講演が行われた。

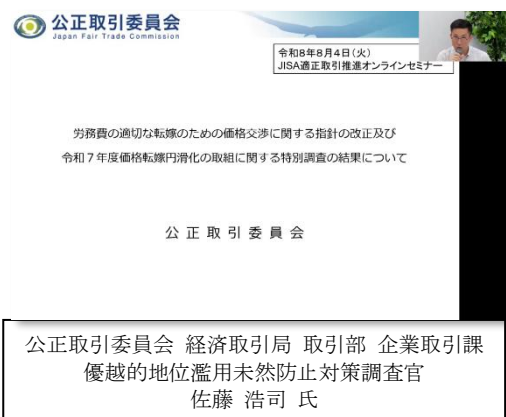
労務費転嫁指針は、労務費の適切な価格転嫁を実現するため事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき/求められる 12 の行動指針を示したものである。令和 7 年 5 月の下請法改正を踏まえ、令和 8 年 1 月に改正された。同改正では、受注者から協議の要請があった場合にこれに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記するとともに、各業界における先進的な取組（グッドプラクティス）等が追加された。追加事例として、情報サービス業については、委託作業工数の増加や作業難易度の上昇に伴う価格引上げ要請があれば、必ず速やかに受注者と協議の場を持つこととしているという取組（グッドプラクティス）が紹介された。

令和 7 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査では、「労務費重点 21 業種」を含む 43 業種 11 万事業者を対象にした通常調査（書面）に加え、令和 6 年度調査における注意喚起対象 13,929 名に対するフォローアップ調査（書面）を実施した。

情報サービス業では、受注者の立場での価格転嫁を要請した商品・サービスの割合（要請率）について、7 割以上との回答が 41.1%と全体平均の 53.9%を下回った。価格転嫁を要請した商品・サービスの数のうち実際に引き上げられた商品・サービスの数（引上げ品目率）について、7 割以上との回答が 79.3%である。要請受諾率（要請額に対して受託された金額の割合）の平均値は、令和 6 年度調査と比して労務費、原材料価格エネルギーコストともに上昇傾向が見られたが、「サービス業」に目を向けると、平均値より低く、サプライチェーンの階層が深くなるほど低くなる傾向が強い（川上と川下の差が大きい）ことが分かった。

労務費転嫁指針の認知度は、令和 7 年度特別調査の結果では 59.6%であり、令和 6 年度調査の 48.8%に比べ一定程度進んだが、道半ばである。労務費転嫁指針の認知・不認知を問わず、取引価格の引き上げが進む中、労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向に変わりはない。

独占禁止法 Q&A や労務費転嫁指針に係る注意喚起文書の送付における情報サービス業の状況についても説明があり、情報サービス業及びインターネット付随サービス業における注



意喚起事業者は、令和 6 年度と令和 7 年度の特別調査（通常調査）の注意喚起件数を比べると、注意喚起基準はやや異なるものの、調査対象事業者数に占める割合は減少していると言及があった。令和 7 年度調査結果を踏まえ、サプライチェーン全体での取組や取引価格に関する発注者側からの働きかけ等が重要であるとの認識のもと、公正取引委員会では、引き続き労務費転嫁指針の周知及び価格転嫁の促進を図るとともに、取引適正化に向けた調査や注意喚起を継続する方針である。

講演の第 2 部では、中小企業庁の深井氏から「取引適正化に係る政策の動向について」と題し、「法の厳正な執行」「民間の自主的取組の後押し」「取引実態の把握・相談対応」等の観点から、中小受託取引適正化法（取適法）及び受託中小企業振興法（振興法）の改正概要や「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の結果について講演が行われた。

まず、取適法の概要と改正内容について説明があった。改正の主な内容として、「従業員基準の追加による適用対象の拡大」「特定運送委託の対象追加」「手形払等の禁止」「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」「事業所管大臣による指導・助言等を含む執行体制の強化」に加え、「親事業者」「下請事業者」を「委託事業者」「中小受託事業者」へ改めたことが挙げられた。勧告件数は平成以降で最多となる等、執行強化が進められている。

次に、振興法の概要説明と振興基準の改正ポイントが説明された。振興基準については、令和 8 年 6 月 24 日の改正により、「知的財産取引の適正化」「型等の無償保管の防止」に関する記載内容が拡充されたうえ、「価格転嫁の浸透を後押しする人事評価制度の整備」に関する規程が新たに追加された。

続いて、毎年 3 月と 9 月を「価格交渉促進月間」と定め、実施している「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の結果について説明があった。2026 年 3 月調査では、価格交渉が行われた割合は 90.7%となり前回調査（89.4%）から増加した一方、価格交渉が行われなかった割合は 9.3%と前回調査（10.6%）から減少するなど、改善傾向が見られた。コスト全般の価格転嫁率は 54.2%と前回調査（53.5%）から上昇したものの、全く転嫁できていない事業者も 16.0%存在しており、価格転嫁できる企業とできない企業との二極分離の状態が継続している。また、サプライチェーンの各取引段階における価格転嫁率は全体的に上昇傾向にある一方で、取引階層が深くなるほど転嫁率が低下する傾向は依然として続いており、引き続き、取引階層の深い段階への価格転嫁の浸透が課題である。

情報サービス・ソフトウェア業については、価格交渉及び価格転嫁の状況は全業種平均を上回り（価格交渉の実施状況の業種別ランキングは 32 業種中 6 位、価格転嫁の実施状況は 9 位）、価格転嫁率は 56.7%となったものの、交渉未実施や転嫁不足の事例も見られ、更なる取組の必要性が示された。

最後に、政府による業界団体に対する要請や、各業界団体による自主行動計画の策定、「パートナーシップ構築宣言」、取引 G メンによる取引実態把握、取引かけこみ寺や各種啓発ツールといった取引適正化に係る様々な取組の紹介があり、今後も官公需を含めたサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を促進していく意欲を示し、講演を締めくくった。

（企画委員会事務局）

